

3 健第 5 9 6 4 号
令和 3 年 8 月 1 8 日

大規模商業施設等事業者 各位

福島県保健福祉部長
〔福島県新型コロナウイルス
感染症対策本部事務局長〕

まん延防止等重点措置に伴う実施期間の延長
及び対策の追加について（依頼）

今般、政府対策本部会議において「まん延防止等重点措置」等の実施期間の延長及び「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更が決定されたことを受け、令和 3 年 8 月 1 8 日に開催した県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議において、いわき市における「まん延防止等重点措置」の実施期間の延長及び「対策の追加」を決定しました。

つきましては、決定内容についてご理解いただき、感染対策の徹底をお願いします。

記

1 実施期間の延長

令和 3 年 8 月 8 日から 令和 3 年 9 月 1 2 日まで

2 対策の追加（適用：令和 3 年 8 月 2 0 日から）

- ・混雑した場所等への外出は厳に控えること。
- ・大規模商業施設は、入場者が密集しないよう、整理・誘導、人数管理・制限等の対策を実施すること。

3 その他

大規模商業施設の入場者整理等の対応については、別添「入場者の整理等の例示」を参考にしてください。

（令和 3 年 8 月 1 7 日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」を抜粋）

〔 担当 いわき地区協力金コールセンター
電話 024-521-8562 〕